

# 戸田市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭の就業を支援するため、厚生労働大臣によって指定された講座を受講した場合に、受講料の一部を助成し、主体的な能力開発の取組を支援する事業です。

## 対象講座

雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座  
(パソコン、CAD、秘書、医療事務、簿記、ホームヘルパーなど)  
詳しくは厚生労働省のホームページなどをご覧ください。



### 教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

## 対象者

戸田市にお住まいのひとり親家庭の保護者で、次の要件を満たす方。

児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること。

本教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。

過去に本制度を利用していないこと。

市税、国民健康保険税、保育料又は学童保育料を滞納していないこと。

所得制限額（児童扶養手当と同額）

税法上の扶養人数	所得制限額（本人）	所得制限額（扶養義務者等）
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
	以下1人増すごとに38万円を加算	



## 支給額

雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない場合  
費用(入学金、受講料)の60%に相当する額を支給します。(1円未満端数切り捨て)

個別に購入するテキスト代等は対象となりません。

60%相当額が12,000円を超えない場合は支給対象外です。

上限は年20万円で講座が複数年にわたる場合4年分(最大80万円)まで支給されます。

例) 入学金20,000円、受講料180,000円の時

$(20,000 + 180,000) \times 60\% = 120,000$ 円が支給額となります。

**雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合**  
で定めた金額から雇用保険によって支給される教育訓練給付金を差し引いた金額を  
支給します。

例) 入学金 20,000 円、受講料 180,000 円

雇用保険による教育訓練給付金 40,000 円の時

$(20,000 + 180,000) \times 60\% = 120,000 \text{ 円} =$  で定めた金額

120,000 円( で定めた金額)-40,000 円(雇用保険による教育訓練給付金)

= 80,000 円が支給額となります。

雇用保険による教育訓練給付金とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度のことです。教育訓練給付金の種類として、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の3種類の給付金があります。

ハローワークにて申請できます。詳しい申請方法についてや支給の可否については、お近くのハローワークにてご確認ください。

教育訓練給付金を受給できるか否かはハローワークにて確認ができ、戸田市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の指定申請にあたってはハローワークから教育訓練給付金支給要件回答書を発行してもらう必要があります。

**【問い合わせ】**

戸田市子ども健やか部 親子健やか室 子ども家庭相談担当

TEL : 048 - 299 - 2816